

第六回

大津町農業委員会

令和五年十二月十一日

第6回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月11日（月） 9:30から10:40

2. 場 所 大津町役場 3階 302AB

3. 出席農業委員（11人）

1番 古庄 廣継	2番 東 一夫	3番 西村 千香
4番 藤本 勝昭	5番 宮崎 京子	6番 宮崎 恵美
7番 府内 公生	8番 岩本 勝	
10番 大村 礼美	11番 荒木 博文	12番 津田 恵美

出席農地利用最適化農業委員（5人）

7番 鍋島 定照	9番 石原 龍二	13番 池田 直美
16番 松永 富幸	17番 本田 喜代治	

4. 欠席農業委員（1人） 9番 今村 太
欠席推進委員（1人） 8番 荒木 幸一

5. 議事日程

日程第 1 開 会

日程第 2 議事録署名委員の指名 1番 古庄 廣継 委員
2番 東 一夫 委員

日程第 3 会期の決定について 令和5年11月10日（金）1日に決定

日程第 4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 7 議案第4号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について

日程第 8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

日程第 9 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

日程第10 議案第7号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による
農用地利用集積等促進計画（再配分）の意見について

日程第11 議案第8号 非農地証明願の決定について

追加議案

日程第12 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について

日程第13 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局次長 田上 克也

7. 会議の概要 別紙のとおり

【令和５年１２月１１日 第６回定例総会議事録 別紙】

事務局 定刻になりましたので、定例総会を始めてよろしいでしょうか。
それでは、荒木職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。

職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」。着席をお願いします。
只今から令和６年１２月、第６回定例総会を開会いたします。

事務局 日程第１、開会、開会に当たり、津田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 会長挨拶あり。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、会議の成立ですが、本日は今村委員から欠席届が提出されていますが、過半の委員が出席されておられますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に議長選出ですが、議事進行につきましては、会長をお願いします。

会 長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。
日程第２、議事録署名委員の指名です。
１番 古庄 廣継 委員と、２番 東 一夫 委員をお願いします。

日程第３、会期の決定についてです。お諮りします。１２月の第６回定例総会は、本日１日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

１２月の第６回定例総会は本日１日をもって終了とします。

議案審議に入ります。日程第４、議案第１号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第１号、農地法第３条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は１Ｐとなります。今回３件の申請がなされております。
３条の１、調査書は１Ｐ、申請地見取図は１～２Ｐをお願いいたします。

農地法３条では、調査書に記載した各項目に該当する場合、いわゆる農業者の要件を満たさない場合は許可できないとなっております。

令和５年４月１日に農地法が改正され、調査書１の第２項第５号が削除されています。いわゆる農地取得には５０ａの農地保有が必要であるという「下限面積要件」は廃止されました。

今後は、調査書の第２項第１号から第６号により判断することになります。

申請地は大字杉水地内にある農地２筆です。申請理由は、売買による所有権の移転です。飼料作物の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり１号から６号まで該当する項目はないと思われます。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字杉水地内の農地です。
申請の内容は、杉上集落から北へ約３００ｍの畑２筆、合計２，８４２㎡について売買による所有権の移転を行うものです。
譲渡人は杉水在住の畜産農家ですが、健康上の理由から規模を縮小し廃業することとなり、町内の畜産業を営む法人へ農地を売買するものです。
譲受人は飼料作物の栽培を行う予定で、農業機械も保有し、労働力、営農技術も問題ないと思われます。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。
杉水地区担当は本田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 譲渡人は畜産を廃業されると聞いており、農地が荒れることを心配していましたが、同じ畜産業を営む法人が畜産経営を行うとのことで意義はありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、

ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の1、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の2について事務局の説明を求めます。

事務局

3条の2、調査書は2P、申請地見取図は3～4Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内にある農地です。申請理由は、交換による所有権の移転です。

交換後は飼料作物の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明をします。

津田委員

現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

申請の内容は、杉上集落から北へ約900mの畑5筆、合計2,847.51㎡について、双方の営農上の都合から交換による所有権の移転を行うものです。

圃場は1枚ものですが地役権の設定がなされているため5筆となっています。

譲渡人は杉水在住で、同等程度の畑と交換し栗の栽培を予定しています。

農業機械も保有し、労働力、営農技術も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長

担当農業委員の説明が終わりました。

次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

杉水地区担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見

3条の2については、申請者が現地調査で欠席でしたが、他の案件もあり一応現地調査は行いました。どのような事情かは分かりませんが、申請者は責任

を持って現地調査で説明を行うよう、再度事務局から指導を行うようにしてください。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

3条の2、交換による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の3、調査書は3P、申請地見取図は3～4Pをお願いいたします。
申請地は大字杉水地内にある農地です。申請理由は、交換による所有権の移転です。
交換後は栗の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字杉水地内の農地で、見取図のとおり3条の2との交換です。
申請の内容は、杉上集落から北へ約1,000mの畑1筆、合計3,000㎡について、双方の営農上の都合から交換による所有権の移転を行うものです。
譲渡人は杉水在住で、同等程度の畑と交換し飼料作物の栽培を予定しています。
農業機械も保有し、労働力、営農技術も問題ないと思われます。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。
杉水地区担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 現地調査時、交換後の登記の件で色々発言されていましたが、問題はありませんか。

事務局 仮に許可となった場合の登記については、申請者で行うこととなりますので、再度事務局から説明を行います。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の3、交換による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号、農地法第4条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は2Pをお願いいたします。今回4件の申請がなされております。
4条の1、意見書は4P、申請地見取図は5P～6Pをお願いいたします。
申請地は大字室地内の農地です。
1の転用目的は共同住宅への転用です。
農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にあ
る第1種住居地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能
です。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので、
岩本農業委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は、大字室地内で、大津中学校の南西約100mに位置する農地です。
申請地周辺は、主要道に近く、交通の便も良く、賃貸住宅の需要が見込めるため、今回、共同住宅への転用申請がされました。
隣接する農地所有者には説明がしてあり、農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。
室地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

4条の1、共同住宅への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、4条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 4条の2 意見書は5P、申請地見取図は7P～8Pをお願いいたします。
申請地は大字室地内の農地です。
1の転用目的は共同住宅への転用です。
農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある準工業地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能で

す。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので岩本委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字室地内のホテルの向側で、国道３２５号沿いの農地です。

申請地周辺は、工場等の開発が進んでおり、今後、賃貸住宅の需要が見込めるため、今回、共同住宅への転用申請がされました。

隣接する農地所有者には説明がしてあり、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

室地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 分断、日照等、特に問題はありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

４条の２、共同住宅への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、４条の３について事務局の説明を求めます。

事務局 ４条の３ 意見書は６Ｐ、申請地見取図は９Ｐ～１０Ｐをお願いいたします。

申請地は大字古城地内の農地です。

1の転用目的は植林（山林）への転用です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」ですが、代替地の検討もなされていることから転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、平川地区ですので府内委員から説明をお願いします。

府内委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字古城地内で、米山集落から古城方面に150m付近から里道を北側に200m程度入った農地です。

申請地は、今年まで甘藷栽培をしていましたが、周辺は杉、檜の植林に囲まれて日当たりが悪く、作物栽培に適さない状況になっています。将来の後継者の山林経営のため植林を行うこととなりました。

申請地に隣接する農地は自己所有で、周囲は山林に囲まれていて、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。
古城地区担当は池田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

（質問・異議なし）

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

4条の3、植林（山林）への転用については、原案のとおり可決とし、農業委

員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、4条の4について事務局の説明を求めます。

- 事務局 4条の4 意見書は7P、申請地見取図は11P～12Pをお願いいたします。
- 申請地は大字町地内の農地で、事業計画変更の2との関連です。
- 1の転用目的は貸宅地への転用です。
- 農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」ですが、例外規定の集落接続に該当し転用は可能です。
- 以上、事務局の説明を終わります。
- 会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、町地区ですので藤本委員から説明をお願いします。
- 藤本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
- 申請地は、大字町地内で、土地改良区事務所から南に約100m入った農地です。
- 申請内容は、令和4年11月30日付で共同住宅への転用が許可されていきました。元々貸宅地として利用している土地も申請していたため、現況も貸宅地であり、今回貸宅地として4条申請が提出されたものです。
- 申請地に隣接する農地はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
- ご審議のほどよろしくお願いします。
- 会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
- 次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。
- 町地区担当は鍋島推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。
- 委員意見 特にありません。
- 会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
- それでは審議に入ります。
- 現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の4、貸宅地への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

会 長 続きまして日程第6、議案第3号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第3号、農地法第5条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は3Pをお願いいたします。今回2件の申請がなされております。
5条の1 意見書は8P、申請地見取図は13P～14Pをお願いいたします。
申請地は大字大津地内の農地です。
1の転用目的は宅地分譲・駐車場への転用で所有権の移転です。
農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある
第2種低層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は
可能です。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので、
古庄農業委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字大津地内で、町民グラウンド北側駐車場に隣接する農地です。
申請の内容は、申請地は、周辺には住宅や共同住宅が多く建ち並んで宅地化が
進んでおり、住宅の需要が見込まれるため、今回の申請となりました。
隣接する農地所有者には説明がしてあり、日照、通風等への影響も問題ないと思
われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
大津地区担当は荒木推進委員ですが本日欠席です。事務局で何が意見は預かっ
ていますか。

事務局 荒木委員より「特に意見はありません」と連絡がっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の1、宅地分譲及び駐車場への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の2 意見書は9P、申請地見取図は15P～16Pをお願いいたします。

申請地は大字室地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第1種中高層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので岩本農業委員からお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字室地内で、翔陽高校グラウンド東側約120mの農地です。

申請の内容は、申請人が、室小学校校区で共同住宅用地を探していたところ、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。申請地に隣接する農地はなく、周囲は宅地に囲まれており、現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。
室地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

5条の2、共同住宅への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第7、議案第4号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による事業計画の変更についてご説明いたします。
議案書は4Pをお願いいたします。今回2件の申請がなされております。
事業計画変更の1、意見書は10P、申請地見取図は17P～18Pをお願いいたします。
事業計画の変更は、令和5年7月28日付で宅地分譲への転用が許可されていきました。当初は戸建て住宅9区画の宅地分譲を計画していましたが、その後共同住宅施工業者から共同住宅建設用地の確保依頼があったため、共同住宅用地2区画の宅地分譲に変更するものです。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので岩本委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字室地内で、県道沿いの医院から西に入ったアパート向側の農地で

す。

申請の内容は、宅地分譲戸建て住宅9区画で許可を受けていましたが、共同住宅用地2区画の宅地分譲に事業計画変更するもので、今回の変更申請となりました。

隣接する農地所有者には説明がしてあり、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。
室地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませ

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、許可相当の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

岩本委員 先月も申し上げましたが、共同住宅の建設には多額の費用を要します。転用案件によっては、土地・建物が抵当権設定の対象となり、長期間をかけて借入金を返済する場合は、返済が子に引継がれることもあるのではないのでしょうか。

農業委員は、申請案件を法に照らし妥当であるかの審議を行います。転用の背景や個々の事情まで立ち入ることはできませんが、最近は特に共同住宅の転用申請が急増している状況があり心配する点もあります。事務局では受付の段階でどの程度まで確認しているのですか。

事務局 委員ご指摘のとおり、申請書及び申請内容が適正なものであれば受付を行い、議案としてご審議いただいています。財産運用等は個人又は各ご家庭の判断であり、それぞれ事情が異なりますので、申請に係る内容以外の個々の事情についてはお尋ねすることはありません。

石原委員 最近は多数の転用案件が申請され、議案については法に照らし審議を行い、県の許可書が交付されれば開発が進みます。農業委員会の範疇ではないと思いますが、大津町の「まちづくり」の全体像やイメージが分かりにくい状況で開発が進んでいる感があります。転用等を伴う開発や農業振興等、トータルとして町はどうしたいと思っているのか、町としての考えをお聞きしたいと思います。

事務局 農業委員会定例総会で委員から、このような意見があった旨を町長部局に伝

え、大津町振興総合計画等についての説明の機会を設けたいと思います。

会 長 他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

農地法第5条の規定による事業計画変更の1については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

会 長 続きまして、事業計画変更の2について事務局の説明を求めます。

事務局 事業計画変更の2 議案書は4 P、意見書は9 P、申請地見取図は19 P～20 Pをお願いいたします。

申請地は大字町地内の農地です。

事業計画の変更は、令和4年11月30日付で共同住宅への転用が許可されていました。共同住宅が完成し、登記を申請したところ、元々貸宅地として利用しており、現況も貸宅地であるため今回事業計画の変更申請が提出されています。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、町地区ですので藤本委員から説明をお願いします。

藤本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字町地内で、土地改良区事務所から南に入った農地です。

申請の内容は、申請人が既に貸宅地として利用していた土地を共同住宅用地と誤って申請したために、今回の変更申請となりました。

申請地の周りに農地はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

町地区担当は鍋島推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、許可相当の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

農地法第5条の規定による事業計画変更の2については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第8、議案第5号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第5号についてご説明いたします。

議案書は6～7Pとなります。

議案第5号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は6件です。1番から3番が再設定で、4番から6番が新規の申請となっております。

申出書面積の合計は34,595㎡(約3町5反)です。貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。

個別の内容につきましては、利用権の種類、利用権の内容、期間、10a当りの賃借料の順に読み上げて説明していましたが、迅速に議事を審議する観点から、確認していただく時間を設けたいと思いますのでよろしくお願いします。

会 長 それでは少し時間を設けますので、個別ごとの内容確認をお願いします。

事務局 この計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1講の規定により、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件である、町が定める基本構想に適合し、借人は権利設定後も農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められる申請者であると判断いたします。以上で終わります。

会 長

事務局の説明、確認が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積計画の利用権設定についてご意見・ご質問等はありませんか。

(意見・ご質問なし)

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第5号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定については、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程第9、議案第6号について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第6号についてご説明いたします。

議案書は8Pとなります。

議案第6号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画、一括方式の決定についてご説明申し上げます。

法的な位置づけは議案第5号と同様です。

従来、農地中間管理事業を活用して権利設定する場合は、機構が農地の出し手から農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により農地を借り入れ、その後、受け手に中間管理法に基づく配分計画により転貸を行っていましたが、令和元年11月の法改正により、出し手から機構へ、機構から受け手へという2つの権利設定を1つの集積計画に記載し、3者が同時に申請できる「一括方式」という仕組みが創設されました。

これにより、先程述べました従来の方法よりも大幅に期間短縮・事務の簡素化を図ることができるようになりました。

申出書面積の合計は6,936㎡(約7反)です。

貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積計画の一括方式についてご意見・ご質問等はありませんか。

(意見・ご質問なし)

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画一括方式について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第6号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の一括方式につきましては、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程第10、議案第7号について上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第7号についてご説明いたします。

議案書は9Pとなります。

議案第7号 農地中間管理機構の推進に係る法律第18条による農用地利用集積等促進計画(再配分)の決定についてご説明申し上げます。

貸人、借人、利用権を設定する農地、設定する利用権につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

番号1につきましては、中間管理機構(熊本県農業公社)が中間管理権を取得し担い手経営体に貸し付けがなされていましたが、中間管理機構が基盤強化法に基づき、地域の新たな担い手に対し再配分計画により貸し付けるものです。

農地中間管理機構は、農用地利用集積計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、関係する農業委員会に意見を聴くとされています。

今回の再配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業既定に適合し、設定を受ける者は、第2号で定める農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められると判断されます。

なお、今後の農地集積は中間管理機構が行う農地利用集積等促進計画に統合一本化され、更新、再配分、利用権移転等は改正機構法による対応となり、新規の利用権設定のみが旧基盤強化法の経過措置期間による対応となります。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積等促進計画(再配分)の決定についてご意見・ご質問等はござ

いませんか。

(意見・質問なし)

それでは、熊本県農地中間管理機構が定めた農用地利用集積等促進計画（再配分）については、「設定を受ける者は、農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められる」ことから、異議はないとの意見に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

事議案第7号、農地中間管理機構の推進に係る法律第18条による農用地利用集積等促進計画（再配分）につきましては、異議なしと承認・決定し、町へ意見書を提出いたします。

続きまして日程11、議案第8号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第8号についてご説明いたします。

議案書の10Pとなります。申請地見取図は12Pをお願いいたします。

議案第8号、非農地証明願についてご説明申し上げます。今回1件の非農地証明願が申請されております。

非農地とは、土地登記簿上の地目が農地で、その現況が農地以外の地目となっているものであり、一定の条件を満たしている場合、非農地として証明を受けることができる土地です。

この非農地証明は、法的根拠があるものではなく、農地法の適正な運用を図るために各市町村の農業委員会が行政サービスの一環として行っているもので、熊本県非農地証明処理事務要領の処理基準に基づき、総会の議決により判断することとされており、3つの基準が示されています。

1つ目は、昭和27年10月20日（農地法施行日前日）以前から引き続き非農地であった土地

2つ目は、所有者・耕作者の責任に帰さない災害その他特別の事由により非農地となり、復旧が著しく困難と認められる土地

3つ目は、荒廃農地のうち、農地としての利用には一定水準の物理的条件整備が必要な土地であって、基盤整備等の事業が計画されていない土地

以上を踏まえまして、申請1番についてご説明いたします。

申請人・対象農地につきましては議案書に記載のとおりです。申請地は山林化していることから証明願いが提出されました。

申請地は、平成30年に現所有者へ相続がなされていることを登記簿で確認しています。

申請地は国道325号線の開通時に分断された農地です。国道からは段落ちとなっており、北側には深い水路があります。周囲は町立の杉水公園と雑種地に囲まれているため農地の広がりはなく、利用困難な農地状況であることを事前の現地調査で確認しています。

また、今後の土地改良事業等の計画も現時点ではありません。

以上のことから、熊本県非農地証明処理事務要領の処理基準の3つ目である「荒廃農地のうち、農地としての利用には一定水準の物理的条件整備が必要な土地であって、基盤整備等の事業が計画されていない土地」に該当し、申請地を非農地であると証明するものです。

会 長 事務局の説明、確認が終わりました。

現地調査では、申請者出席のもと説明を受け、現地状況も確認しましたが、平成30年に相続で取得した農地のためなのか、これまでの経過や現状について十分な説明を受けることができませんでした。

このような状況から、小委員会では非農地と判断するためには、経過及び現状について追加説明が必要との判断から継続審議の意見でした。

それでは審議に入ります。

非農地証明願についてご意見・ご質問等はございませんか。

(意見・ご質問なし)

それでは、非農地証明願について継続審査とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第8号、非農地証明願につきましては、継続審査といたします。

会 長 予定していた議案については、すべてご審議いただきありがとうございました。ここで、追加議案が提出されておりますので、追加して審議をお願いしたいと思います。

お諮りいたします。

日程第12、その他の前に、新たに議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について、これを審議することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、日程第 12、議案第 9 号について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 9 号についてご説明いたします。
お配りしております【追加議案集】をお願いいたします。

事務局 議案第 9 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画、所有権移転の決定についてご説明申し上げます。

法的な位置づけは議案第 5 号と同様です。

大津町の場合の所有権移転は、抵当権等の整理・代金支払い・登記事務など農業者が安心して所有権の移転ができること、また、農地集積を図るための県内唯一の公的機関であり、大津町も含めた県内の自治体が出資している団体である「財団法人熊本県農業公社」が、旧農業経営基盤強化促進法に基づき農地中間管理機構の事業の特例として実施する「農地売買等事業」を活用し実施しています。農振農用地区域内の農地が対象です。

今月の所有権移転申出書・計画書の件数は 2 件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、所有権移転内容につきましては議案書に記載のとおりです。

申出書面積の合計は、3,759㎡（約 4 反）、対価の合計は 1,343,700 円です。

番号 1～2 につきましては、譲渡人の規模縮小に伴い、農業公社が買い入れる計画です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
農用地利用集積計画の所有権移転についてご意見・ご質問等はございませんか。

（意見・質問なし）

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

議案第 9 号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転につきましては、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程第 13、その他について事務局から審議案件はありますか。

- 事務局
- ・ 1月の現地調査及び小委員会予定について
(案はR 6. 1 / 5 (金) 午前9時00分～)
 - ・ 1月の定例総会予定について
(案はR 6. 1 / 1 2 (金) 午前9時30分～)
上記案に決定
その他、事務局から数点の連絡事項あり。

会 長 他にございませんか。何もなければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、荒木職務代理者をお願いします。

職務代理 これをもちまして、令和5年12月の第6回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

令和5年12月11日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議

長

津田恵美

議事録署名委員

古庄廣継

議事録署名委員

東一夫